

歩道の一般的構造に関する基準の改正について

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「交通バリアフリー法」）の施行に伴い、平成17年2月3日、国土交通省 都市・地域整備局長 道路局長より、各都道府県知事宛に「歩道の一般的構造に関する基準等について」通達がありました。

また、道路構造令にも「歩道と車道のすりつけ」について、新たな提案がされております。

これにより歩道の一般的構造に関する基準に大きな変化が起きました。その影響は我が沖縄県でも見られ、歩道の作り方・歩車道境界の考え方が変化しつつあります。



参考：国土交通省

『歩道の一般的構造に関する基準』（国土交通省通達より抜粋）

I. 歩道の一般的構造

2 歩道の構造の原則

(1) 歩道の形式等

① 歩道の形式

歩道の形式は、高齢者や視覚障がい者、車いす使用者等を含む全ての歩行者にとって安全で円滑な移動が可能となる構造とする事が原則であり、視覚障がい者の歩車道境界の識別、車いす使用者の円滑な通行等に十分配慮したものでなければならない。このため、歩車道を縁石によって分離する場合の歩道の形式は、歩道面を車道面より高く、かつ縁石天端高さより低くする構造（セミフラット形式）とする事を基本とする。

3 横断歩道等に接続する歩道の部分の構造

(1) 歩道の構造

① 水平区間

横断歩道等に接続する歩道の部分には水平区間を設けることとし、その値は1.5m程度とする。ただし、やむを得ない場合にはこの限りでない。

② 車道との段差

歩道と車道との段差は、視覚障がい者の安全な通行を考慮して2cmを標準とする。

(2) 横断歩道箇所における分離帯の構造

横断歩道箇所における分離帯は、車道と同一の高さとする。ただし、歩行者及び自転車の横断の安全を確保するために分離帯で滞留させる必要がある場合には、その段差は2cmを標準とする。

『歩道と車道のすりつけ』（道路構造令より抜粋）

横断歩道箇所および歩道の巻き込み部等における歩道と車道のすりつけの構造は、高齢者や障がい者の通行に配慮し、急な勾配が生じることを避けるとともに、適切な歩車道境界形状としなければならない。特に車いす使用者等が安全に信号待ち、回転等が出来るよう平坦部分を確保することが望ましい。

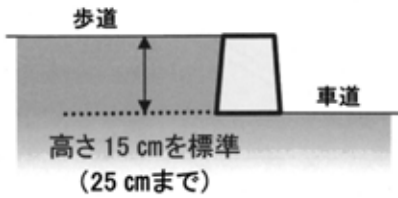
計画にあたっては「道路の移動円滑化整備ガイドライン」（(一財)国土技術研究センター）を参考に。

「歩道の一般的構造に関する基準」改正のポイント

(国土交通省HPより)

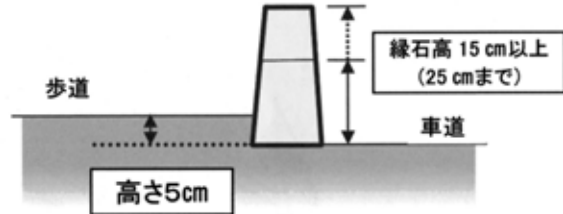
これまでの歩道

【マウントアップ形式】



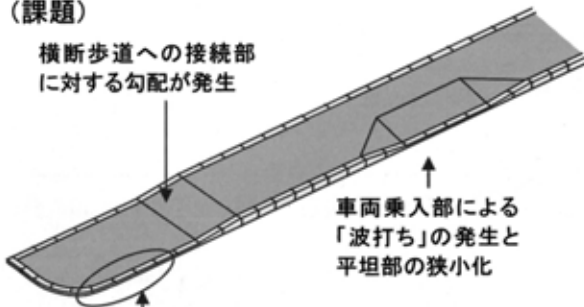
これから整備していく歩道

【セミフラット形式】

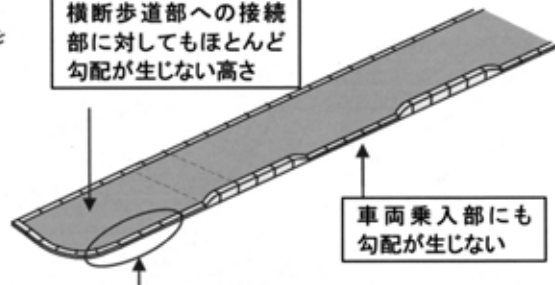


(課題)

横断歩道への接続部
に対する勾配が発生



横断歩道部への接続
部に対してもほとんど
勾配が生じない高さ

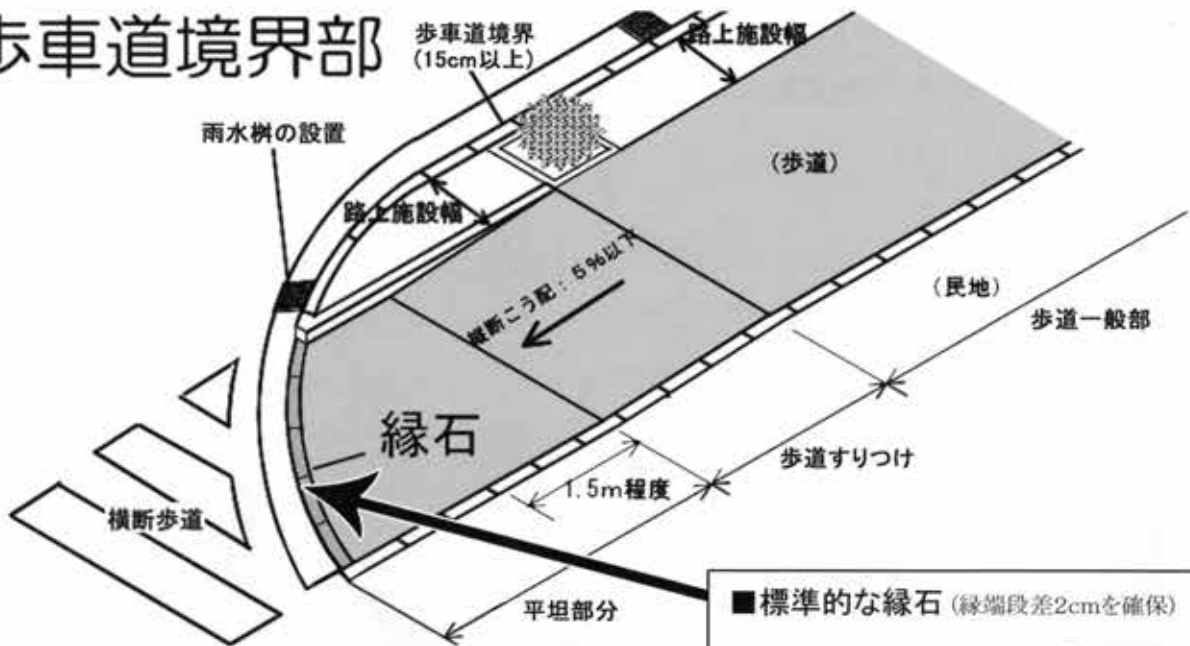


横断歩道との境界の高さは従来より「2cm」を標準

- ・ 車椅子使用者が少しでも昇り降りしやすいよう、なるべく低く
- ・ かつ、視覚障害者が杖や足によって車道との境界を認識できるような高さとして設定

■歩車道境界の縁端段差について以下を規定

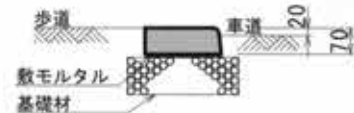
歩車道境界部



<問題点>

- ・段差を2cmとする事のみでは、視覚障害者の識別性及び車いす使用者の通行性を高いレベルとする事ができない。
- ・安易にゼロの段差として、視覚障がい者の識別性を確保されていない事例がある。

■標準的な縁石 (縁端段差2cmを確保)



2cmの段差は・・・

【視覚障がい者】

白杖や足により歩車道境界を認知可能

【車いす使用者】

車いすで段差を登ることが可能

解決策

2cm未満の段差について、視覚障がい者の識別性を確保する事等の検討を行い、条件が満たされれば、整備を可能とする。

【①対象となる縁石形状の例】

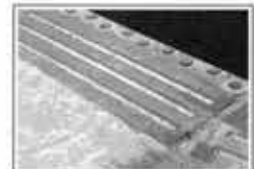


- ・国土交通省の実験の結果、車いす使用者及び視覚障がい者ともに評価の高かったものの例。

【②識別性確保の工夫事例】



- ・視覚障がい者誘導用ブロックを設置した例



- ・縁石表面に突起を付けた例

①と②の機能を持った新型縁石